

学 位 論 文 題 名

日本古代における衛府制度の基礎的研究

学位論文内容の要旨

論文の構成（目次）

序章

第1章 授刀舎人を「天皇私兵」とする学説について

はじめに

第1節 先学諸説の問題点

第2節 「私兵」の概念と授刀舎人

第3節 政変時における衛府兵の発動

第4節 授刀舎人設置の事情

第5節 授刀舎人の独自性

おわりに

（注）

第2章 8・9世紀における衛府官人の動向と光仁朝の意義

はじめに

第1節 衛府の官職の特殊性

第2節 衛府の官職と天皇の関係

第3節 令制衛府長官の位階の変遷

第4節 令制衛府長官と議政官組織の関係

第5節 称徳朝・光仁朝の政治動向

おわりに

（注・表）

第3章 検非違使成立前後の京中警備の実態

はじめに

第1節 従来の検非違使の研究と問題点

第2節 成立当初の検非違使

第3節 令規定に見られる京中警備

第4節 衛府の発動例と京中警備の実例

第5節 京職等の警備能力低下の背景

おわりに

（注）

結語

本論文の内容（各章ごと）

第1章； 授刀舎人に関する研究史を整理。授刀舎人の給与は天皇の内廷費からではなく、五衛府の兵と同じく国庫（大蔵省）より支出されていること、長屋王の変や橘奈良麻呂の変には五衛府の兵と授刀舎人が「六衛兵」「諸衛」と呼ばれ同列で活躍したこと、を指摘。さらに746年に再置された第2次授刀舎人も立場の不安定だった女性皇太子阿倍内親王を守る私的武力であったとする通説を否定。授刀舎人寮という令外の官は、衛府制度整備の一環として設置されたのであり、五衛府と存在意義を異にするものではないと結論する。

第2章； 衛府の長官は部下と特殊な関係を結ぶことが黙認されており、それだけにその地位は重視され、時の天皇の信頼あつた臣下が就任したことを確認。称徳朝・光仁朝（764～781）から衛府長官の地位が上昇し、議政官（太政官の参議・大中納言・左右大臣など）を兼任したり、議政官に昇任したりする者が多くなる事実を発掘。その理由は両朝とも直前の王朝を否定した王朝であったことにあるとする。特に光仁天皇は天武天皇系の諸皇族を威圧し、自己の新しい皇統の権威を確立するため衛府の武力を重視して長官の地位を上昇させたと結論する。

第3章； 平安時代に入ると衛門府が廃止され、左右の衛士府は左衛門府・右衛門府と改称される。通説によると、左右衛門府・左右兵衛府・左右近衛府の六衛府体制はやがて弱体化して軍事的意義を失い、左右衛門府にあった京中警備という役割を継承した検非違使が京都の治安担当者として登場してくるという。山田氏はこの通説を否定し、左右衛門府の本務は天皇の守護すなわち宮中警備であり、左京・右京の治安維持は左京職・右京職の本務であったことを明らかにする。弱体化したのは左右京職であり、これを補うため、武力と機動力に富み天皇の権威を背景とした左右衛門府の官人が「検・非違・使」という肩書を負って京中に出動するようになったのであり、検非違使の成立は衛府制度の発展の中に位置付けることができると結論する。

学位論文審査の要旨

主査	教授	南部	昇
副査	教授	河内	祥輔
副査	教授	津田	芳郎
副査	助教授	佐藤	鍊太郎

学位論文題名

日本古代における衛府制度の基礎的研究

1) 本論文の観点と方法

本論文は古代律令国家の中央軍制について、その機能と変遷を研究したものである。8世紀には「五衛府」といわれる衛門府・左衛士府・右衛士府・左兵衛府・右兵衛府があり、他に707年設置の令外の官として授刀舎人寮（後の左近衛府）と728年設置の中衛府（後の右近衛府）があった。従来の通説は、五衛府を大伴氏など大和朝廷以来の名族が長官をつとめる公的武力、授刀舎人寮や中衛府を天皇や藤原氏の私的武力として説明してきた。その前提には、律令制下の天皇と貴族の間には対立が存在したという構想がある。したがって天皇は貴族層を圧倒するため、五衛府とは別の独自の私兵を必要とした、というのである。これに対して山田充昭氏は、『続日本紀』を精査し、授刀舎人は天皇私兵とはいえず、五衛府の兵も天皇を守るため十分の働きをしているとし、さらに律令制下の天皇と貴族層の間に潜在的対立があるという構想そのものを否定する。

従来、低く評価されがちであった五衛府の役割を高く評価するのが山田氏の一貫した研究姿勢であり、この方針のもとに、これまで桓武朝と比較して低く見られていた桓武の父の光仁天皇の時代を再評価する。さらに平安時代の最も重要な令外の官の一つである検非違使と衛府の関係についても、通説を再検討する。

2) 当該研究領域における本論文の研究成果

授刀舎人を天皇私兵とみなしてきた通説と、その前提たる天皇と貴族層の間に対立ありとする構想を否定した第1章の成果は、古代史学界に重要な問題提起をしたものと評価できる。光仁天皇の時代を衛府制度史上画期的な時代として再評価した第2章も同様である。六衛府の弱体化によって検非違使が登場したのではないことを論証した第3章の成果は学界で承認されるものと思われる。

3) 学位授与に関する委員会の所見

第1章において、筆者が唐の北衙禁軍こそは皇帝の私兵であると述べた点については、初期の北衙禁軍はともかく、それ以後も私兵の性格を持っていたかどうか、疑問である。また総じて、いわゆる「軍隊」と「警察」の役割を峻別して論を展開した方が、さらに明快で説得力ある論文になったものと思われる。漢文史料の読みについても、日本の刊本の返り点を信用しすぎているのは少々問題である。文章表現にも時々、推敲不足と思われる箇所がある。しかし以上の問題点も、この論文の主要な論展開にとって決して致命的なものではない。本審査委員会はその成果を評価し、全員一致して同氏は課程博士の学位を受ける資格ありと判定する。